社会福祉法人豊丘村社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人豊丘村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第７条及び第23条・第31条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第２条　この規程において、役員等とは以下の者をいう。

(1)　理事・監事

(2)　評議員選任・解任委員

(3)　申告処理第三者委員

(4)　心配ごと相談員

(5)　その他社協関係委員

（報酬等の支給）

第３条　役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1)　理事のうち会長については、月額１９０，０００円を上限に予算の定める範囲内で報酬を支給する。

(2)　会長を除く役員等には、報酬を支給しない。

(3)　役員等については、法人業務を行う場合に別表１のとおり費用を弁償する。

（報酬等の支給方法）

第４条　理事のうち会長に対する報酬等の支給時期は本会給与規程第９条に準じ、会長を除く役員等の報酬等の支給時期は本会経理規程第26条に準ずる。

２　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出による、立替金、積立金等を控除して支給する。

（公　表）

第５条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補　則）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附　則

　この規程は、平成18年4月1日から施行する。

　この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表１　費用弁償額の支給基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 金　額 |
| 出勤時間 | 2時間未満 | 2,500円 |
| 2時間～4時間未満 | 4,200円 |
| 1日（4時間以上） | 6,800円 |
| 交通費 | 法人事業に係る交通費 | 実費 |